

## 公園施設・屋外施設

### ⑤0 大隅広域公園バンガロー(鹿屋市)

所在地 鹿屋市吾平町黒羽子地区内  
 TEL 0994-34-4567  
 完成年月 平成15年1月  
 構造 木造(6棟)  
 建築面積 397m<sup>2</sup> 延床面積 449m<sup>2</sup>  
 木材使用量 251m<sup>3</sup>  
 事業費 103,530,000円  
 事業名 公園整備事業

(問い合わせ先) 大隅広域公園管理事務所  
 TEL 0994-58-5197



### ⑤1 北薩広域公園バンガロー(さつま町)

所在地 薩摩郡さつま町虎居5470  
 完成年月 平成13年3月  
 構造 木造(8棟)  
 建築面積 680m<sup>2</sup> 延床面積 614m<sup>2</sup>  
 事業費 194,670,000円  
 事業名 都市公園等整備事業

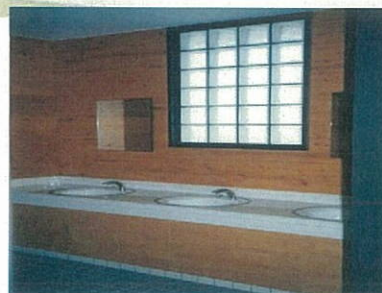
(問い合わせ先) 北薩広域公園  
 TEL 0996-21-3939

### ⑤2 公衆トイレ(指宿市)



所在地 指宿市(国民休暇村内)  
 完成年月 平成16年3月  
 構造 木造平屋建  
 建築面積 72m<sup>2</sup> 延床面積 60m<sup>2</sup>  
 木材使用量 20m<sup>3</sup>  
 事業費 19,635,000円  
 事業名 自然公園等整備事業

(問い合わせ先)  
 環境省 九州地方環境事務所 鹿児島自然保護管事務所  
 TEL 099-226-1842



### ⑤3 公衆トイレ(湧水町)



所在地 始良郡湧水町(竹中池公園内)  
 完成年月 平成15年2月  
 構造 木造平屋建  
 建築面積 57m<sup>2</sup> 延床面積 54m<sup>2</sup>  
 木材使用量 12m<sup>3</sup>  
 事業費 21,657,000円  
 事業名 新観光ルート施設事業

(問い合わせ先) 湧水町役場  
 TEL 0995-75-2111



# 木材利用の魅力

## 軽くて強い材料

スギやアカマツは比重当たりの引張強度が高いため、軽くて強い材料といえます。

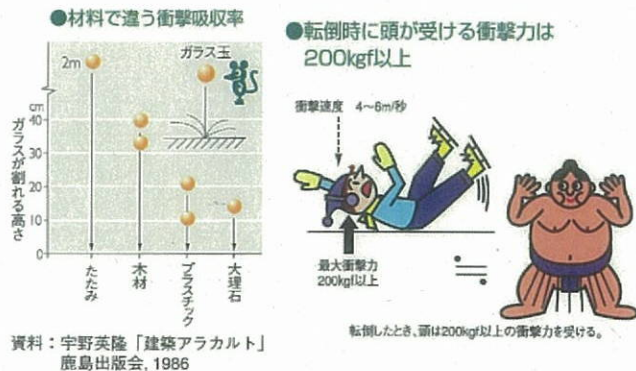
### メリット

- ① 運搬費が安い
- ② 現場での組立が容易
- ③ 木材の建物は重量が軽い



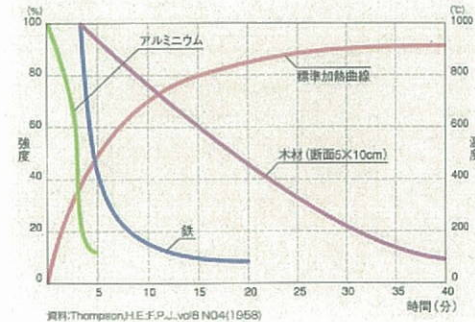
## 衝撃を和らげる

木材は細胞の集合体であり、これがクッションの役割を果たし、衝撃を和らげます。



## 太い木材は火災に強い

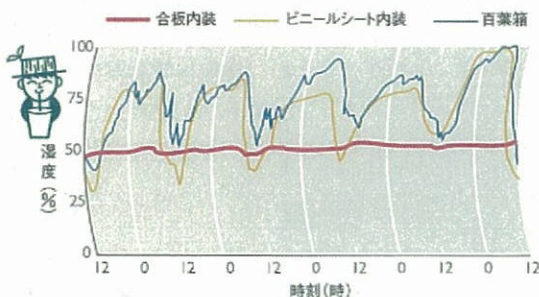
木材は断面が厚くなれば熱が中まで伝わらず燃えてしまうまで時間がかかります。鉄は、薄くて強い代わりに火や熱によって短時間で温度が上がり変形してしまいます。



## 湿度を調節する作用

木材は空気中の湿度が増すと湿気を吸い、空気が乾燥してくると放湿する調湿作用があります。

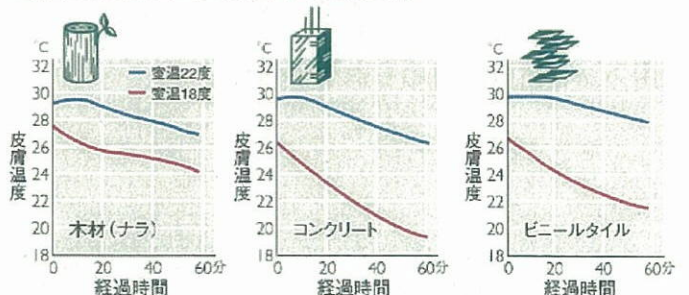
### ● 住宅内の湿度変化



## 断熱性が高く温もりがある

温度や熱の変化が伝わりにくい木材は、直接足や手が触れる場所に使えば快適性も向上します。

### ● 床材料の違いによる足の甲の温度変化

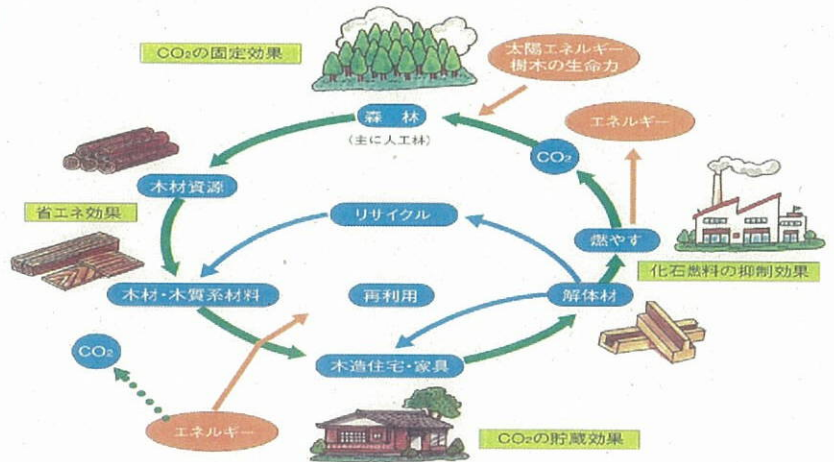




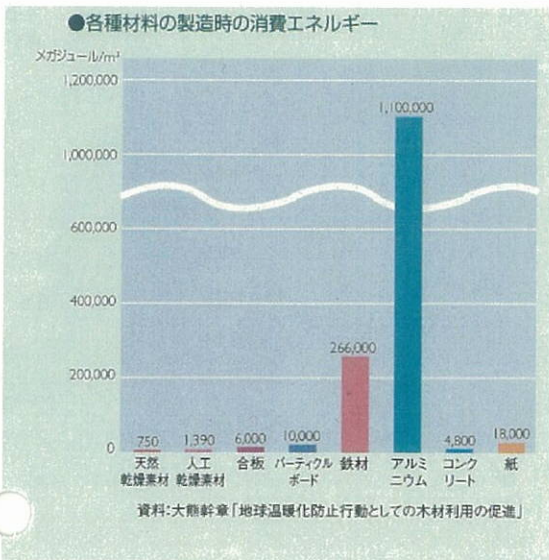
# 木材の利用が地球温暖化防止に果たす役割

木材は自然がつくった半永久的に利用できる材料

木材は、森林資源のもつ地球の大きな循環の中で再生産または再利用できる資源です。



出典:平成13年度 森林・林業白書、林野庁編集、(社)日本林業協会発行



## 木材は省エネ材料

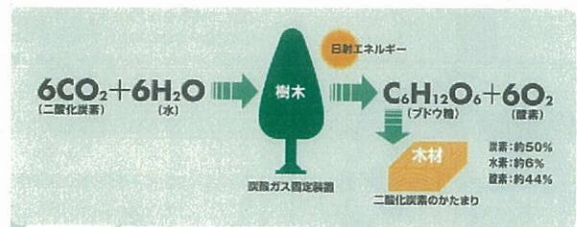
木材は、鋼材やアルミニウムなどと比べ加工、製造する際のエネルギーが少なく、環境に優しい材料です。



## 木造住宅は膨大な炭素を貯蔵

森林の機能は、大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素を樹幹に固定してくれることです。

炭素を固定した木材を使っている木造住宅は、第2の森林といえることができます。



## 住宅の貯蔵する炭素量



# 県の公共施設等における木材利用推進の取組

鹿児島県では、平成13年度に「木材利用庁内推進会議」を設置し、「公共施設等木材利用推進方針」を定め、公共施設の木造化、木質化や公共土木事業への木製資材の積極的な利用を推進している。

## 木材利用庁内推進会議の設立の背景

近年、地球温暖化など地球規模での環境問題の顕著化や資源の有限性が認識される中、木材生産機能をはじめ国土の保全や水資源のかん養、保健休養など多くの公益的機能を持つ森林に対する期待は高まってきている。

一方、当県の森林の状況を見ると、その資源は確実に充実しつつあり、今後、木材の供給可能性は年々増大することが見込まれる。

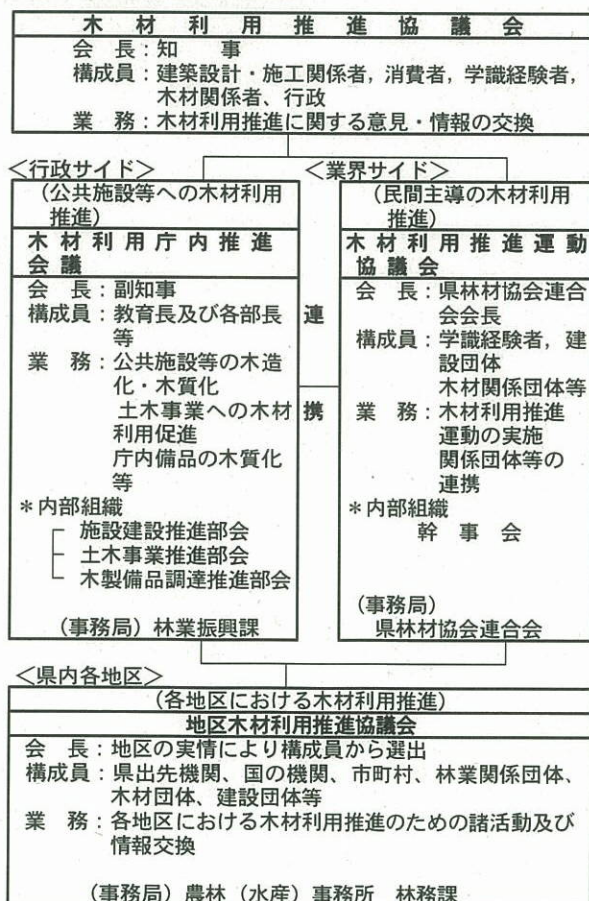
このような公益的機能を高度に発揮する健全な森林づくりや資源の有効活用のためには、川下分野における木材の利用推進は不可欠であり、公共施設等をはじめとした各分野への木材需要拡大のための、一層の取り組みの強化が必要となっている。

こうした状況を踏まえ、「21世紀新かごしま総合計画」においては、「かごしま材利用推進プラン」を重点施策として位置づけ、県をあげて木材の利用推進に取り組むこととしており、その中心的組織として、「木材利用庁内推進会議」を設立した。

## 推進会議の設立目的

木材利用推進に対する県の積極的な姿勢を内外に明らかにし、県が率先して木材を公共事業等に利用することにより、木材の総合的な需要拡大を図る。

## 本県の木材利用推進体制



## 公共施設等木材利用推進方針の策定

### 1 趣旨

森林資源の循環的な利用を推進することは、森林の適正な維持・管理を図り、国土の保全や地球温暖化などの環境問題に貢献するなど大きな意義を持っている。

一方、木材は、再生産可能な資源であるとともに、ぬくもりに満ち、調湿作用があるなど「人に優しい自然素材」としての期待が大きく、その良さが見直されてきている。

このようなことから、県が整備する公共施設などにおける木材利用を積極的に推進する。

### 2 基本方針

#### (1) 公共施設等の木造化・木質化

県が整備する公共施設等については、周辺環境に調和し利用者が親しみを感ずる快適で健康的な環境づくりの観点から、その建設にあたっては、可能な限り木造化・木質化を推進する。

#### (2) 公共土木事業等への木材利用

治山・河川や道路などの県が実施する公共土木事業等については、周辺景観との調和や自然環境の保全等の観点から、工事の施工にあたっては、可能な限り間伐材など木材の利用を推進する。

#### (3) 木製品等の導入

机・応接家具・書架などの庁内備品の整備にあたっては、環境への負荷が少なく、自然素材である木製品の導入を可能な限り推進する。

### 3 推進体制

(1) 木材の円滑な利用を推進するため、庁内に「木材利用庁内推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置し、木材の利用推進を全庁的に進める。

(2) 推進会議の設置要綱は、別に定める。

### 4 推進方法

(1) 関係各課は、その所管する事業について、木材の利用推進方策及び公共施設等の木造化・木質化などの可否について検討し、推進部会にその結果を報告する。

(2) 推進部会は、関係各課の検討結果について、客観的な立場から検討を行い、その結果を推進会議に報告する。

(3) 推進会議は、木材利用の推進について総合的な調整を行う。

(4) 林業振興課は、木材の利用を推進するため、関係各課に木材や木造施設に関する情報の提供を行うとともに、推進会議の運営に関する事務を行う。

なお、円滑な推進を行うため、別途推進方法についての運用を定める。